

持続可能エネルギー環境教育研究会(SEEES)会則

2014年10月11日

最終改訂 2015年9月27日

1. 研究会の名称と位置づけ：

本研究会は、持続可能エネルギー環境教育研究会（Sustainable Energy and Environmental Education Study group）：略称はSEEES、またはSE3研究会）と称する。組織をNPO-CEO協議会の中に置く。

2. 研究会の目的

本研究会は、持続可能なエネルギーとして再生可能(自然)エネルギーを柱に据え、これからのエネルギー環境に関しエネルギー環境を総合的に見る視点に立って、

1. 持続可能なエネルギー環境について継続的に調査すること
 2. 学習者が興味を持って問題発見や解決の方向を探ることができる方法について調査すること
 3. エネルギー環境に関する既存の教材や最新の情報を蓄積可能な教材データベースシステムを開発し、併せて継続的に教材データの充実をはかり利用してもらうこと
 4. 持続可能なエネルギー環境を理解しやすい教材を検討開発し、それらの教育現場や科学教室等で実証を行なうこと
 5. その他、本研究会の趣旨に合う活動を行うこと
- を目的とする。

3. 研究会の構成：

3. 1 研究会の会員は、メンバー（正メンバー、協力メンバー）、協力法人、アドバイザーからなる。
3. 2 研究会の意思決定は正メンバーによる。
3. 3 研究会の運営を円滑にするために正メンバーの中に、代表、副代表、幹事それぞれ1名、および業務を担当するメンバーを置く。

代表は研究会のまとめ役となり研究会を総括する。

副代表は代表を補佐し、代表の依頼がある場合は代表の代わりを務める。

業務：目的の調査・開発・運用・管理、HP運用、会議等運営、助成金申請、会計、他

4. 会員の資格および条件：

4. 1 メンバー：研究会趣旨に賛同し、研究会発展に寄与する意欲を持った個人
 - ① 正メンバー：研究会の業務を担当し、研究会目的に沿う活動を行う。
研究会の意思決定に参加でき、研究会の成果を共有し、かつ利用できる。
 - ② 協力メンバー：成果物を使っての運用（教材データベースへの情報提供等）に協力する。
研究会の活動に参加でき、研究会の成果を利用できる。
4. 2 協力法人（スポンサー）：研究会の目的のために資金寄付、または自己保有教材や実証の場等を提供できる法人。研究会の成果を一定の条件の下で利用できる。法人は（連絡）担当者を置く。
4. 3 アドバイザー：専門知識を有し、研究会の依頼で相談に乗ることができる個人
研究会の活動に参加でき、成果を利用できる。
4. 4 会員は氏名、所属、連絡先、専門または関心事、およびメールアドレスを研究会に登録する。

5. 研究会活動：

5. 1 運営活動

- (1) メンバー会議：メンバーにより構成され、研究会の規約や活動内容等について検討し、正メンバーにより意思決定する。(半期に1回、原則9月、3月)。他の会員もメンバー会議に参加できる。
- (2) ワーキンググループ (WG)：メンバーにより構成され、目的に沿う実質活動を企画する。
- (3) ネット会議：メーリングリストによる会議・連絡等。(正メンバー)

5. 2 実質活動

- (1) 情報交換会：メンバーあるいは外部講師による話題提供・講演(講演会)、または資料(教材、記事、論文、文献等)を用いた勉強(勉強会)により情報交換・質疑討論を行う。(適宜)メンバー会議と併せて行なうこともできる。公開可。
- (2) 成果発表：成果を公開発表する。(学会等適当な場)(正メンバー)
- (3) 実務活動：目的に沿った内容の調査、成果物開発、ワークショップ等を行う。(メンバー)
- (4) 運用活動：成果物の実証(講習会・ワークショップ含む)、実証支援および運用。(会員)

6. 会費会計等：

- 6. 1 会費：メンバーの会費は無料とする。メンバー会議で決定した場合はこの限りでない。
- 6. 2 予算：寄付依頼、助成金申請等を行い、CEO協議会の中に独立して予算を組む。管理は会計担当メンバーが行う。
- 6. 3 会計報告：NPO-CEO協議会の東京都に対する年度報告時に、CEO協議会の会計報告の中に併記する。
- 6. 4 講師謝礼：講師には交通費を含む謝礼を支払う。講師がメンバーの場合は無償とする。

7. 成果物等：

- 7. 1 目的に沿った活動により得られた成果を成果物と言う。
- 7. 2 成果物は正メンバーの原則共有とする。著作権のある資料はこの限りでない。
- 7. 3 成果物の運用には公開部分と非公開(メンバー間のみ共有)部分を設けることが出来る。
- 7. 4 成果物の公開部分は、HPおよびブログ(教材インデックス)等により、適時公開する。

8. 設立年月日ならびに会の継続：

本研究会の設立は2014年10月11日とする。

第1期を2014年10月～2015年3月とする。その後は正メンバーの了承の下、年単位で継続できる。

9. 所在地

研究会の所在地は

東京都練馬区高松6-14-18(井越方) 電話 03-5934-1543

に置く

10. 個人情報：

会員間では、個人情報は共有できるものとする。本研究会にかかわる問い合わせ、イベント等では

氏名、所属（役職含む）に限り外部にも公表できるものとする。連絡先、メールアドレスなどは本人の許諾なしに外部に知らせることはできないものとする。

1 1. その他：

その他の事項については、メンバー会議で決める。

1 2. 規約の改定記録

2014年10月11日 設立時に承認

2014年12月13日 本会名称の改定・目的の明確化

2015年9月27日 研究会メンバー会議開催日数の削減